

元・ごみ処理施設整備事業に伴う
測量調査業務委託仕様書

鹿島地方事務組合

第1章 総 則

第1節 目 的

本業務は、鹿島地方事務組合（以下「本組合」という。）が循環型社会形成推進交付金事業として建設を計画している一般廃棄物処理施設（以下、「本施設」という。）の建設予定地の測量調査を行い、敷地利用計画において配慮すべき用地等の現況を把握することを目的とする。

第2節 業務名

元・ごみ処理施設整備事業に伴う測量調査業務委託

第3節 業務の場所

茨城県神栖市東和田 地内

第4節 委託期間

業務の委託期間については契約締結日から令和2年1月20日とする。

第5節 仕様書の適用

本仕様書は本業務に適用する。本仕様書に明記無き事項がある場合は、本組合と協議のうえ決定するものとする。

第6節 関係法令等

受託者は業務の実施にあたり、関係する法令、規則、細則、通知を守らなければならない。

第7節 資料の貸与

本業務の遂行上必要になる資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在、本組合が所有し業務に利用出来る資料は貸与する。

この場合、貸与を受けた資料についてはリストを作成の上、本組合に提出し業務完了と共に返納するものとする。

第8節 機密の保持

受託者は本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして、中立性を厳守しなければならない。

第9節 関係官公署との協議

受託者は関係する官公署との協議を必要とするとき、また、協議を求められた場合誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく本組合に報告しなければならない。

第10節 協議記録等の作成

受託者は打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本組合に提出

するものとする。

第11節 提出書類

受託者は業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。なお、承諾された事項を変更しようとするときはその都度、本組合の承諾を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 主任技術者届
- (4) 納品書
- (5) 完了届
- (6) 請求書

第12節 主任技術者

受託者は専門的な知識を必要とする者については、十分な経験を有する技術者を配置し秩序正しく業務を遂行するものとする。また、主任技術者を定め業務全般にわたり技術的な管理をするものとする。

第13節 工程

受託者は本委託業務の遂行上その工程に変更が生じた場合ただちに変更工程表を提出し本組合と協議し承諾を受けなければならない。

第14節 成果品の審査

受託者は業務完了時に本組合の審査を受けなければならない。その結果訂正を指示されたものについてはすみやかに訂正しなければならない。

第15節 引渡し

成果品の審査に合格後、成果品を一式納品し業務の完了とする。

第16節 業務の内容及び範囲

本業務の内容及び範囲については、本仕様書の第2章業務内容及び範囲による。

ただし、仕様書に明記無き事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は遅滞なく本組合と協議のうえ決定するものとする。

第17節 留意事項

業務に際して、民地への立入りに係る関係団体や地域住民との連絡調整は誠意をもってこれを行い、絶対に紛争を起こしてはならない。また、これに伴って受託者の席により費用が発生した場合は受注者の負担とする。

第18節 疑義

本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく本組合に照会し、本組合の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

第19節 成果品

受託者は、業務完了に際し次の成果品を提出するものとする。

なお、成果品の作成及び編集方法等については、あらかじめ本組合と協議のうえ作成するものとする。

工事測量

- 1) 4級基準点測量計算成果表及び観測手簿
- 2) 4級水準測量観測成果表
- 3) 縦横断測量観測成果表
- 4) 現場写真
- 5) その他必要となる計算書、成果表等
- 6) 上記、1)～5)の電子データ

第2章 測量調査業務

第1節 業務内容

建設予定地の地形を把握し、ごみ処理施設等に係る施設計画の根拠資料として、土地利用計画に必要となる図面等を作成するための、測量調査業務を実施する。業務の項目は次のとおりとする。なお受託者は契約後速やかに契約図書等に基づき業務計画書を作成し、本組合に提出しなければならない。

1. 業務の対象

- 1) 建設予定地の地名地番
神栖市東和田2 1 番地3の一部
- 2) 対象となる面積
約 10,000 m²

2. 業務の内容

- 1) 基準点測量
 - ・4級基準点測量 新点=10点
- 2) 水準測量
 - ・4級水準測量観測 延長=約0.35 km
- 3) 地形測量
 - ・地形図作成 面積=10,000 m² 縮尺(1/500)
- 4) 縦断測量
 - ・地形測量 延長=約0.22 km
- 5) 横断測量
 - ・地形測量 延長=約0.22 km ピッチ=20m 巾=平均100m

第2節 安全対策

本業務の遂行にあたっては、関係法令及び本仕様書に定める事項のほか、以下の点に留意するものとする。

・調査箇所の鹿島共同再資源化センター株式会社敷地内は、稼働中の施設であるため、施設及び施設の従業員、関係者の安全等を配慮し調査を実施すること。